

平成 30 年度採用（平成 30 年新卒者及び 11 年以内の既卒者）
社会福祉法人 松野町社会福祉協議会 第 2 次職員募集要項

松野町社会福祉協議会では、下記により正規職員（常勤、総合職）を募集いたします。

記

1. 募集内容

松野町社会福祉協議会の事務局に勤務し、一般事務及び各種事業に従事する方を募集します。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 募集人員 | 若干名 |
| (2) 勤務地 | 松野町社会福祉協議会事務局（松野町大字松丸 1661-13） |
| (3) 職務内容 | 社会福祉協議会 法人運営事業・地域福祉推進業務
※具体的な業務内容、配属は、採用後決定します。 |
| (4) 雇用形態 | 常勤（正職員） |
| (5) 雇用開始日 | 平成 30 年 4 月 1 日 |
| (6) 試用期間 | 6 カ月（4 月から 9 月末までの間は、試用期間とし、臨時職員の雇用扱いとし、日額 7,000 円の日給月給です。） |
| (7) 応募資格 | 昭和 58 年 4 月 2 日以降に出生し、下記の要件に該当する方
①学校教育法に定める大学、短期大学卒業と同程度の学力を有する方
②普通自動車免許（AT 限定可）を所持し運転できる方
③松野町に居住できる方を優先します。又は近隣の市町から通勤できる方
④パソコン操作（エクセル、ワードほか）ができる方
⑤社会福祉士又は社会福祉主事の任用資格があれば望ましい（必須ではありません） |
| (9) 賃 金 | 月給 154,762 円
※上記は、4 年制大学新卒者の場合の初任給予定額です。
※試用期間の間は、日給月給です。 |
| (10) 一 律 手 当 | なし |
| (11) 通 勤 手 当 | 限度額 月額 22,700 円 |
| (12) 賞 与 | 年 2 回（平成 29 年度実績） |
| (13) その他の手当 | 条件により住宅手当、扶養手当 |
| (14) 昇 給 | 年 1 回 |
| (15) 勤 務 日 | ア. 原則として、月曜日から金曜日までの週 5 日勤務です。業務上の都合により、休日等を他の労働日と振り替えることがあります。
イ. イベント等により、土曜・日曜・祝日に勤務していただくことがあります。 |
| (16) 勤 務 時 間 | 8：30～17：30 |

(17)休憩時間	60分
(18)週労働時間	40時間
(19)時間外勤務	あり
(20)休日	日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）
(21)年次有給休暇	あり
(22)他の休暇	慶弔休暇、産前産後休暇、育児・介護休業制度等整備
(23)社会保険	雇用・労災・健康・厚生年金
(24)退職金制度	あり
(25)定年	60歳（再雇用制度あり）
(26)その他	本会はユースエール認定及びえひめ子育て応援の認定企業です。

2. 応募・選考

(1)応募方法

履歴書、資格証明書（普通自動車免許証を含む）、職務経験のある方は職務経歴書、返信用封筒（角2サイズ、140円切手貼付。返信先宛名記入）を、松野町社会福祉協議会まで郵送（簡易書留）または持参してください。

※郵送の場合、封筒の表に「採用応募」と朱書きしてください。

※郵便事故は責任を負いかねます。

(2)募集期間

平成29年12月15日（金）～平成30年1月15日（月）必着

(3)選考方法

書類選考があります。選考結果は平成30年1月17日（水）までに書面にて通知し、書類選考通過者に対し、一次選考を実施します。

一次選考；筆記試験、適性検査

二次選考；面接試験

(4)選考試験日

一次選考；平成30年1月21日（日）9時30分～12時00分

筆記試験：90分、適性検査：30分 計120分程度

二次選考；平成30年1月28日（日）10時～12時00分

※一人あたりの面接時間は20分程度

(5)試験会場

ふれあい福祉センター 多目的室（B）等

※応募人員により、試験会場を変更する場合があります。

3. 応募及び問い合わせ先

社会福祉法人松野町社会福祉協議会（担当：影浦、岩城）

〒798-2111 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸 1661-13

電話 0895（42）0794／FAX 0895（20）5311

4. その他

E-mail m-fukushi@town.matsuno.ehime.jp

URL <http://matsuno-syakyo.or.jp/>